

高松市配食見守りサービス事業（社会福祉法人等）登録事業者募集要領

高松市配食見守りサービス事業（社会福祉法人等）について、次のとおり新規委託事業者を募集します。

1 対象事業者

次の要件を全て満たすことができる事業者とします。

- (1) 管理栄養士等により栄養管理された高齢者向けの食事を調理できること。
- (2) 調理にあたっては、継続して使用できる厨房があること。
- (3) 昼及び夕、又は昼若しくは夕に配食ができること。
- (4) 配食従事者のほか、緊急時に対応ができる者が1名以上常在していること。
- (5) 利用者の人権を尊重し、その身上に関する秘密を厳守することができること。

2 委託業務概要

- (1) 栄養バランスの取れた食事の調理及び居宅への配達
- (2) 配食時における利用者の安否の確認
- (3) 配食時における緊急時等の対応及び関係機関への連絡
- (4) その他必要な連絡調整
- (5) 配食時の利用者の様子を定期的に報告（月1回）
- (6) 自己負担金の回収

3 低所得者への補助

前年度市民税非課税者に1食当たり200円

4 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 提出書類

提出期限までに次の書類を提出してください。提出された書類は返却しません。

- (1) 高松市配食見守りサービス事業者登録申請書
- (2) 業務確認書
- (3) 配達エリア

6 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、特段支障がない限り、契約を更新することができるものとします。

《お問い合わせ先》

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市健康福祉局 長寿福祉部長寿福祉課
在宅福祉係 (高松市役所2階22番窓口)
電話:087-839-2346 FAX:087-839-2352
mailto:chouju@city.takamatsu.lg.jp